

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月29日

【会社名】 スルガ銀行株式会社

【英訳名】 Suruga Bank Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 有 國 三 知 男

【本店の所在の場所】 静岡県沼津市通横町23番地

【電話番号】 (沼津) 055-962-0080 (大代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 総合企画本部長 秋 田 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
スルガ銀行株式会社 総合企画本部

【電話番号】 (東京) 03-3279-5527

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 佐 藤 俊 光

【縦覧に供する場所】 スルガ銀行株式会社 東京支店
(東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号)

スルガ銀行株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき2019年7月1日に提出しました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがございましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は_を付して表示しております。

2 報告内容

(2) 決議事項の内容

<訂正前>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役の報酬等について、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢など、諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額を年額300万円以内、うち社外取締役分は50百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしております。

<訂正後>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役の報酬等について、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢など、諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額を年額300百万円以内、うち社外取締役分は50百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしております。